明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（二三）　三

〔政　令〕
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行期日を定める政令（一六五）　六
○割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第六項の権利の実行のための営業保証金の還付の手続等を定める政令（一六六）　六

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（**政治資金適正化委**二八）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件（**同**二九）
○日本国に帰化を許可する件
（**法務**一四一）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
（**同**一四二～一四五）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**一一四～一一二一）
○平成三十年法人土地・建物基本調査を行う年及び期日等を定める告示
（**国土交通**六六八）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（**同**六六九）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**六七〇）
○直轄砂防工事を施行する件
（**同**六七一）
○道路に関する件
（**九州地方整備局**八四、八五）　七　八　九　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　法務省　海上保安庁　最高裁判所　一二

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一二
国家試験
平成三十年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　一二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更関係　二六
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第二三号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法の一部改正関係

1　農用地利用集積計画の見直し

共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を二〇年に延長するものとした。（第一八条第三項第四号関係）

2　共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例の創設

㈠　同意市町村の長は、農用地利用集積計画（存続期間が二〇年を超えない賃借権等の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。）を定める場合において、数人の共有に係る土地であってその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができるものとした。（第二一条の二第一項関係）

㈡　農業委員会は、㈠による要請を受けた場合には、政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとした。（第二一条の二第二項関係）

㈢　農業委員会は、㈠による要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとした。（第二一条の三関係）